

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

大阪市港区築港二丁目8番29号

アジア建設工業株式会社 代表取締役 阿 賀 多 門

2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金248,580円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成24年8月28日

(2) 事故発生場所

米子市西福原五丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。